

租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百三十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号及び第七項並びに第二十条の十第二項第一号及び第七項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別表					改正後
6	5	4	2	1	項
療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇二十二 (略)	異常分娩 ^{べん} における母胎の救急救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一 (略) 二〇十一 (略)	(略)	(略)	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇四十三 (略) (削る) 四十四〇六十四 (略) (削る) 六十五〇八十四 (略)	機 械 等
療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇二十二 (略)	異常分娩 ^{べん} における母胎の救急救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一 (略) 二 歯科用オペション追加型ユニット 三〇十二 (略)	(略)	(略)	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇四十三 (略) 四十四 内視鏡ビデオ画像システム 四十五〇六十五 (略) 六十六 超音波軟性十二指腸鏡 六十七〇八十六 (略)	機 械 等
療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇二十二 (略)	異常分娩 ^{べん} における母胎の救急救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇二十二 (略)	(略)	(略)	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇四十三 (略)	機 械 等
据置型アナログ式乳房用X線診断装置 二十三	異常分娩 ^{べん} における母胎の救急救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇二十二 (略)	(略)	(略)	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一〇四十三 (略)	機 械 等

(傍線部分は改正部分)

二十三～三十八
(削る) (略)
三十九～六十七
(削る) (略)
六十八～七十五
(略)

二十四～三十九
(略)
四十 レーザー処置用能動器具
四十一～六十九 (略)
七十 気管支サーモプラスチック用カテーテルシステム
七十一～七十八 (略)